

令和3年8月25日

令和3年度第5回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

## 1. 会議日時

令和3年8月25日（水）

午後1時30分開会～午後2時58分閉会

## 2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

## 3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第34号 非農地証明願について

議案第35号 大崎市空き家に付属した農地の指定について

## 4. 協議事項

### 1) 企画

報告（1） 農業委員会だより第27号の発刊について

協議（1） 水稲作況調査（検見）の実施について

## 5. 出席委員(24名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員

19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅 原 清 一 委員

21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴 木 至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋 藤 浩 義 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

6. 欠席委員（2名）

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

7. 遅刻委員（1名）

12番 渋 谷 裕 子 委員

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 千 葉 晃 一

事務局次長 新 堀 秀 一

事務局長補佐 真 田 賢 一

主幹兼係長 松 浦 嘉 孝

主幹兼係長 北 浦 邦 之

主事 堀 越 拓 磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

主事 鈴 木 貴 典

事務所長 門 間 道 浩

午後1時30分開会

事務局（真田賢一局長補佐）

ただいまから令和3年度第5回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

[挨拶]

事務局（真田賢一局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくをお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、7番布塚幸子委員、8番鈴木淳也委員であります。12番渋谷裕子委員から遅刻の届出、それから、4番佐藤裕之委員から早退の届出がございます。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第5回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。2番櫻井正幸委員、3番武田俊美委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に、真田賢一局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第 29 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 73 番から 80 番までの 8 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号 74 番、75 番は、●番委員が関係する案件でございます。この 2 件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号74番、75番の 2 件を先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。

番号74番、75番の 2 件を審議いたします。●番委員退席願います。

[●番 ● 退席]

議長（佐々木政直会長）

番号74番、75番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号74番、75番の 2 件について了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第29号、番号74番、75番の 2 件について、許可と決定いたします。

●番委員の入室を認めます。

[●番 ● 入室]

議長（佐々木政直会長）

続いて、74番、75番の2か件を除く6か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。番号79番についてお伺いいたします。こちらは離農のための売買ということですが、全体的に10アール当たりの単価が低い設定となっております。中でも一部地域につきましては、10アール当たりの売買単価が5,000円ということですが、私が航空写真で大まかな位置を確認させていただいたところ、極端に条件の悪い圃場等には見えませんでした。この価格に至った経緯をお聞きしたいのですが、よろしくお伺いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。今回の場所につきましては、一番の理由として、譲渡人の離農したいとの強い意志がございました。どれだけ安くてもよいとの譲渡人からの強い要望があり、最終的に両者で協議の結果、この金額に設定されたことになっております。基本的に、譲渡人本人が言うには低収益地ということで、余りいい圃場ではないと考えているともございまして、最終的にこの価格になったということでございます。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15番（下山信行委員）

15番です。今現在、譲渡人の方は遠方のほうにお住まいですけど、現在、耕作されている方が今回の譲受人ではないのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

貸人とは、農地解放以前から、親の代からの付き合いで、当該農地で小作をしていたとのこと。実際に、誰も借入れの希望がないような所でございます。耕作放棄地防止の観点からも、申請地を受けることとして買い入れを決

意したということでした。

議長（佐々木政直会長）

15番委員，よろしいですか。

15番（下山信行委員）

分かりました。ありがとうございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，番号74番，75番の2か件を除く6か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，先に審議し許可と決定した2か件を含む番号73番から80番までの8か件について，許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について，番号10番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日の8月24日に，16番委員，17番委員，18番委員，20番委員，21番委員，22番委員の委員6名と事務局2名で現地調査を行いました。現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号10番につきまして，18番委員，報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。議案番号10番について報告いたします。アパート1棟8戸分と駐輪場1棟、駐車場16台分を目的とした転用でございます。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地で、第3種農地と見てまいりました。申請地周辺は、四方を宅地に囲まれた所でございます。申請地の管理状況につきましては、農業用のビニールハウス2棟が建っております。敷地内は、きれいに管理されておりました。公共下水道が入っているようでございますので、周辺への影響はないと見てまいりました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号10番1案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号10番1案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第30号、番号10番1案件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号88番から101番までの14案件のうち、番号88番と番号100番については、議案第32号、番号14番、15番とそれぞれ関連する案件であることから、議案第32号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号88番と番号100番の2案件を除いた12案件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告させていただきます。

番号89番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号89番を報告させていただきます。転用目的は、太陽光パネルの設置でございます。農地区分については、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。申請地の状況ですが、太陽光パネルが連立している場所で、周囲は畑、雑種地、原野に囲まれた小高い山の上でございました。申請地の管理状況ですが、雑草が繁茂しておりました。周辺農地への影響については、雨水を自然浸透させることで問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号90番と番号91番を17番委員、報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号90番について報告いたします。転用目的は送電線鉄塔建設に伴う仮説休憩所2棟、仮設倉庫2棟、仮設トイレなどの設置に係る一時転用です。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、一時的な転用であって、かつ利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。初めに、位置図の4ページにある申請地になりますが、申請地の状況は周囲を山林に囲まれた採草地で雑草が繁茂しておりました。

また、位置図の5ページにある申請地については、道路に面した水田です。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分はこちらも農振農用地で原則転用不許可だが、先の農地と同じ理由で一時的に転用が許可できるものと見てきました。どちらの農地も雨水排水は自然浸透で処理すること、周辺への影響はないものと見てきました。

次に、番号91番について報告いたします。砂利採取を目的とした一時転用です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、一時的な転用であって、かつ利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。申請地は、市道に面した水田の一角で、現在は水稻作付してあります。周辺への影響については、雨水を道路の側溝を利用し排水することで問題がないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号92番、番号93番を、20番委員、報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号92番について報告します。転用目的は土砂採取であります。農地区分といたしましては、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可であります。一時転用利用ということで、例外的に許可できるものと見てまいりました。申請地周辺は、小高い山林と一部宅地がある状況でございました。申請地の管理状況は、採草地であります。雑草が生い茂っている状況でありました。申請地周辺への影響についてですが、雨水排水は自然浸透で処理することで影響はないと思われまます。前項、番号91番と関連するのですが、今回の土砂採取地で取った土をその場所や、その他周辺に利用するというでございました。申請地は小高い場所なので、土砂採取をして、それに合わせて平坦にしてもらうことが目的だそうです。

続いて、番号93番です。アパート3棟と駐車場を目的とした転用です。農地区分については、都市計画区域内で用途指定されて土地で、第3種農地であります。申請地周辺は、水田地帯の一角で、西側に宅地が並ぶ状況であります。申請地の管理状況は水稻が作付されておりました。周辺への影響についてですが、雨水排水は農地と接する3方向にU字溝を新設することで処理し、南北には土留め処理を行い、土砂の流出を防ぐほか、生活排水は浄化槽を使用することで、問題はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号94番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号94番を報告いたします。転用目的は現場事務所、仮設トイレほかへの一時転用でございます。農地区分でございますが、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、一時的な転用のため、例外的に許可できるものと見てまいりました。申請地周辺の状況でございますが、西にJRの線路があり、田んぼと宅地に囲まれた所の一部でございます。申請地の管理状況でございますが、きれいに除草管理されておりました。周辺農地への影響でございますが、元々が田んぼであり、四方に排水路あることから、影響ないものとして見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号95番を21番委員，報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号95番について報告いたします。宅地分譲，位置指定道路，道路後退を目的とした転用です。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている土地であることから，第3種農地となります。申請地の状況といたしましては，立地は，宅地と農地に囲まれた所で，西側と南側に作付された農地がありました。申請地の管理状況といたしましては，水稻が作付されておりました。周辺農地への影響につきましては，西側は法面処理，南側はU字溝新設と法面処理ということで，雨水排水による影響がないものと思われまます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号96番，番号97番，番号98番を22番委員，報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号96番から98番まで続けてご報告させていただきます。

転用目的はいずれも宅地分譲になります。

初めに，番号96番について報告いたします。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている土地である第3種農地になります。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれた農地となり，周辺に接続する農地はございませんでした。申請地の管理状況は，除草管理が良好でした。

続いて，番号97番について報告いたします。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている土地で第3種農地になります。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた農地になります。周囲の状況は，東側と南側が宅地，西側が農地，

北側は水路を挟み原野になります。申請地の管理状況は、水稻が作付されておりました。周辺農地への影響といたしまして、西側にU字溝と土側溝があり、雨水排水はそれを利用することで問題はないものと見てまいりました。

続いて、番号98番について報告いたします。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている土地で第3種農地になります。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地になります。周囲の状況は、東西が農地、南北が宅地になります。申請地の管理状況は、水稻が作付されておりました。周辺農地への影響につきましては、東側と南側、北側にU字溝があり、雨水処理はそれを利用することで問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号99番を16番委員，報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号99番について報告いたします。転用目的が農機具置場と倉庫でございます。農地区分でございますが、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い土地である第2種農地として見てまいりました。申請地周辺の状況でございますが、東と西側が雑種地、南側が畑、北側が宅地でありました。申請地の管理状況でございますが、車庫といたしますか、掘っ建て小屋があり、また、スーパーハウスが設置してありました。基礎もないものでございましたが、農業用に必要な施設として見てまいりました。雨水も自然浸透させることで、周辺への影響もないと思っています。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号101番を21番委員，報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号101番について報告いたします。送電線鉄塔建設に向けての一時転用となります。農地区分といたしましては、農振農用地で原則不許可だが、一時的な転用であるため許可できるものと思われれます。申請地の周囲には、南側に牧草地がありましたが、申請地の管理状況は、原野化しており、作付けが困難な農地となっております。周辺農地への影響につきましては、牧草地に対しては少し高くなっておりまして、雨水排水の流出の心配はないと思われれます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号90番は●番委員が関係する案件でございます。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号90番1か件を先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。

番号90番1か件を審議いたします。●番委員の退席をお願いいたします。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号90番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号90番1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第31号、番号90番1か件について、意見相当と認めます。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号90番1か件を除く11か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号92番ですが、使用貸借ということで、おそらく無償でこの事業が行われると思うのですが、この理由等が分かれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。こちらは、使用貸借で土地の賃貸借の契約自体は0円となっております。通常であれば、土砂の販売価格や工事費など、何かしらの費用がかかってくるのですが、最終的にこの地権者につきましては、譲受人から牧草地を造ってもらった上で、返還いただくという形になりますので、その土地の使用料、土砂の料金について相殺するという形で契約を結ばれているようでございます。つまり、その工事費と土砂の代金は無償で事業者側がもらい、その見返りとして、牧草地を無償で造ってもらうという形で、両者プラスマイナスという契約となっているようでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号88番から番号101番までのうち、議案第32号で併せて審議する2か件を除いた11か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第31号、番号88番から番号101番までのうち、議案第32号で併せて審議する2か件を除き、先に審議した1か件を含む12か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 32 号農地転用事業計画変更承認申請について、番号 14 番から 15 番の 2 件と、議案第 31 号、番号 88 番、番号 100 番の 2 件を合わせた 4 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査報告をしていただきます。

議案第 31 号、番号 88 番を、22 番委員，報告をお願いいたします。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 14 番については、議案第 31 号の番号 88 番と関連です。現地調査について報告いたします。転用目的は貸駐車場になります。農地区分といたしましては、都市計画区域内で用途指定されている土地で第 3 種農地になります。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた農地になります。周辺に接続する農地はありませんでした。申請地の管理状況は、草刈りが 1 回程度されたような状態でした。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

議案第 31 号、番号 100 番を 18 番委員，報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。番号 15 番については、議案第 31 号の番号 100 番と関連です。現地調査について報告します。居宅 1 棟，駐車場 4 台分の転用目的でございます。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている土地で第 3 種農地と見てまいりました。申請地の周辺は、学校の校庭の一段下になっている宅地に囲まれた農地でございます。申請地の管理状況につきましては、少し草が伸びておりましたが、定期的にはきちんと管理されているように見てまいりました。周辺に農地はなく、雨水排水につきましても、西側 U 字溝へ流し、また、生活排水は浄化槽を利用ということで問題はないものと見てまいりました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番。以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 14 番と番号 15 番の 2 案件と、議案第 31 号、番号 88 番と番号 100 番の 2 案件を合わせた 4 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 14 番と番号 15 番の 2 案件と、議案第 31 号、番号 88 番と番号 100 番の 2 案件を合わせた 4 案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 32 号、番号 14 番と番号 15 番の 2 案件と、議案第 31 号、番号 88 番と番号 100 番の 2 案件を合わせた 4 案件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について、番号 582 番から 591 番までの 10 案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号 582 番は、23 番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号 582 番の 1 案件を先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、

●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。

番号582番の1か件を審議いたします。●番委員、退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号582番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号582番1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第33号、番号582番の1か件について承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号582番を除く9か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号583番から591番までの9か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第33号、番号583番から591番までの9か件のほか、先に審議し承認した番号582番1か件を含む10か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第34号非農地証明願について、番号5番1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは，現地調査報告いたします。

番号 5 番につきまして，18 番委員，報告をお願いいたします。

18 番（高橋順子委員）

18 番です。番号 5 番についての非農地証明に係る現地調査の報告であります。申請地の状況につきましては，実際，門道として使用されてきたように見てまいりました。20 年以上経過していることの証明となるものとしましては，居宅に昭和 54 年の家屋調査済証が貼ってあり，申請地が居宅に接続している通路であることが確認されました。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番。以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 5 番 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，番号 5 番 1 案件を了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 34 号，番号 5 番 1 案件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 35 号大崎市空き家に付属した農地の指定について，番号 1 番の 1 案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員より報告をお願いいたします。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。

番号1番を16番委員、報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号1番について報告いたします。申請地の周辺の状況でございますが、北に竹林、西に墓地、南に道路がある所でございます。申請地の管理状況でございますが、きれいに除草管理されておりました。付属空き家の居住者が営農することが適切と判断する理由でございますが、申請地は周辺水田よりも一段高く、空き家に隣接、接続しているため、他の方が耕作することが難しい状況でございます。以上から、付属空き家の居住者が営農することが望ましいということで、指定しても問題ないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番。以上で現地調査報告終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号1番1案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番1案件について了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 35 号、番号 1 番の 1 か件を空き家に付属した農地として指定いたします。

これで、1 審議事項を終了いたします。

ここで、2 時40分まで、暫時休憩いたします。

[午後 2 時28分から午後 2 時40分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開します。次第の 8 協議事項に入ります。

企画の報告（1）農業委員会だより第27号の発刊について、事務局より説明願います。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がございましたが、質問等がありましたらお願いしたいと思います。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（1）農業委員会だより第27号の発刊については、終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の協議（1）水稻作況調査（検見）の実施について、事務局より説明願います。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（1）水稻作況調査（検見）の実施については、中止と決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、企画の協議（１）水稻作況調査（検見）の実施については、中止と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局・委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げたいと思います。これで議長の座を下りさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一局長補佐）

これもちまして、令和３年度第５回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後２時５８分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年8月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 櫻 井 正 幸

委 員 武 田 俊 美